


応援しています！ひとり親家庭

～令和5年度 各種制度のごあんない～

※記載情報は令和5年4月現在のものです。

悩みを相談したいとき

ひとりで悩まないでお気軽にご相談ください。相談に関する秘密は守ります。相談は無料です。

こ ん な と き	問 い 合 わ せ 先
<ul style="list-style-type: none">・子育てや生活費、学費などで心配なことがある・就職に有利な資格を取りたい、助成制度を知りたい・ひとり親が使える制度が分からない <p>・・・福祉事務所（母子父子自立支援員）にご相談ください</p>	町村にお住まいの方 県保健福祉事務所 市にお住まいの方 市役所 (☎ 最後のページに掲載)
<ul style="list-style-type: none">・安定した収入が欲しい、就職や転職を考えている・養育費について知りたい、弁護士に相談したい・離婚する前にどんなことを決めておくべきか、知りたい <p>・・・群馬県母子家庭等就業・自立支援センターにご相談ください</p>	群馬県母子寡婦福祉協議会 ☎ 027-255-6636 Eメール: gunboshi@boshikai-gunma.jp 

経済面の支援を受けたいとき

こ ん な と き	支 援 の 内 容	問 い 合 わ せ 先														
子どもを育てている	児童扶養手当月額 ・子ども1人 44,140～10,410円 ・子ども2人目加算 10,420～5,210円 ・子ども3人目以降加算 6,250～3,130円	お住まいの市町村役場														
<ul style="list-style-type: none">・子どもの学費を借りたい・資格を取得したい	母子父子寡婦福祉資金貸付は、子どもの学費や入学資金、就職するために役立つ資格を取得するための費用など、12種類の貸付けがあります。 <主な資金> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>貸付例と限度額</th><th>利子</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">修学資金</td><td>公立高校へ自宅から通学する場合 月 27,000円</td><td rowspan="2">無</td></tr><tr><td>私立大学へ自宅外から通学する場合 月 146,000円</td></tr><tr><td>修業資金</td><td>就職などで必要な知識や技能を習得するために必要な資金 月 68,000円</td><td>無</td></tr><tr><td rowspan="2">就学支度資金</td><td>就学、修業するために必要な資金(被服費、入学金、受験料など)</td><td rowspan="2">無</td></tr><tr><td>公立高校へ自宅から通学する場合 150,000円 私立大学へ自宅外から通学する場合 590,000円</td></tr></tbody></table>	種類	貸付例と限度額	利子	修学資金	公立高校へ自宅から通学する場合 月 27,000円	無	私立大学へ自宅外から通学する場合 月 146,000円	修業資金	就職などで必要な知識や技能を習得するために必要な資金 月 68,000円	無	就学支度資金	就学、修業するために必要な資金(被服費、入学金、受験料など)	無	公立高校へ自宅から通学する場合 150,000円 私立大学へ自宅外から通学する場合 590,000円	県保健福祉事務所 (前橋市、高崎市にお住まいの方は各市) ☎ 最後のページに掲載
種類	貸付例と限度額	利子														
修学資金	公立高校へ自宅から通学する場合 月 27,000円	無														
	私立大学へ自宅外から通学する場合 月 146,000円															
修業資金	就職などで必要な知識や技能を習得するために必要な資金 月 68,000円	無														
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金(被服費、入学金、受験料など)	無														
	公立高校へ自宅から通学する場合 150,000円 私立大学へ自宅外から通学する場合 590,000円															
医療機関にかかりたい	ひとり親家庭の子ども(18歳未満)と母(父)の保険医療費の窓口負担分が無料になります。(市町村によって所得制限あり)	お住まいの市町村役場														
養育費の取り決めをしたい	(町村にお住まいの方) ・公正証書等の作成に必要な費用 上限3万円 ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用 上限5万円 ※市は別途実施。市にお住まいの方は市役所にお問い合わせください。	●町村にお住まいの方 群馬県母子寡婦福祉協議会 ●市にお住まいの方 お住まいの市役所														

ひとり親や同居する家族等の所得などによって支給額などが変わります(所得制限を超えるときは支給されません)。

対象となる子どもの年齢は「18歳になった最初の年度末まで」「20歳未満」など、制度によって異なります。

上記以外に、ひとり親家庭限定としない貸付けや給付のほか、お住まいの市町村によっては独自の支援があります。

就業の支援を受けたいとき

働きたい、転職したい、スキルアップを目指したい方、まずはご相談ください。お子さんも対象となるものもあります。

こんなとき	支援の内容	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・就職や転職で悩んでいる ・仕事を紹介してほしい ・パソコン教室に参加したい ・働くことに不安がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職や転職の相談 ・職業紹介 ・パソコン講習会、就業支援講習会 ・母子父子プログラム策定事業 	群馬県母子寡婦福祉協議会 ☎ 027-255-6636
就職に有利な資格を取得したい [資格の例] 介護職員初任者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 教育訓練講座受講費の一部を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・町村にお住まいの方 県保健福祉事務所
就職に有利な資格を取得するため 養成機関で修業したい [資格の例] ①看護師、准看護師、保育士、美容師、製菓衛生師、調理師など ②シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格、Webデザイナーなど	<ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金 養成機関修業中、生活費を支給 月額 100,000 円または 70,500 円 最終年度は月額 4 万円加算あり 修了時には別途給付金支給 対象資格 半年以上修業が必要な国家資格等（令和5年度のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・市にお住まいの方 市役所 ※事前相談が必要です。 （☎ 最後のページに掲載）
高校卒業程度認定試験を受けたい	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 受講開始時、受講費の 3 割 （上限 7 万 5 千円） ② 受講修了時、受講費の 4 割から①の額を差し引いた額（①と併せて上限 10 万円） ③ 試験合格時、受講費の 2 割 （①、②と併せて上限 15 万円） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・看護学校などの入学費を借りたい ・看護師などの資格を取って、就職する準備をしたい ・収入アップを目指して就職や転職をするので、家賃貸付を受けたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 入学準備資金 上限 50 万円 就職準備資金 上限 20 万円 （高等職業訓練給付金受給など条件あり） 住宅支援資金 月額上限 4 万円（最長 1 年） （母子父子プログラム策定者など条件あり） ※償還免除要件あり 	群馬県社会福祉協議会 ☎ 027-255-6031

学習支援や交流について

こんなとき	支援の内容	問い合わせ先
子どもをひとり親家庭対象の 学習支援教室に参加させたい	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭学習支援事業 小学生対象の学習支援を行います。 親同士の交流の時間もあります。 	群馬県母子寡婦福祉協議会 ☎ 027-255-6636
親子で楽しめる ひとり親家庭の交流事業 に参加したい	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあい交流事業 スキーやボーリング、キャンプ、バスツアーなどの交流事業に参加できます。参加費の助成があります。 	
ひとり親家庭の親や寡婦の 交流事業に参加したい	<ul style="list-style-type: none"> ・研修やレクリエーションを通じた交流事業に参加できます。 	

一時的に子どもを預けたり、送迎を頼みたいとき

一時的に子育てが困難なひとり親家庭に対して、ファミリー・サポート・センターまたは保健福祉事務所が、子育て支援者を紹介します。ひとり親が利用する場合は利用料金が減額になります。事前の登録が必要です。

お住まい又はお勤めの地域	連絡先	電話番号
前橋市の方	前橋市ファミリー・サポート・センター	027-289-3946
高崎市の方	高崎市ファミリー・サポート・センター	027-370-8824
桐生市、みどり市の方	桐生ファミリー・サポート・センター	0277-70-6677
伊勢崎市の方	伊勢崎市ファミリー・サポート・センター	0270-23-6471
太田市の方	太田市ファミリー・サポート・センター	0276-55-3361
沼田市の方	沼田市ファミリー・サポート・センター	0278-22-2447
館林市の方	館林市ファミリー・サポート・センター	0276-75-7111
渋川市、北群馬郡の方	しづかわファミリー・サポート・センター	0279-22-5200
藤岡市の方	藤岡市ファミリー・サポート・センター	0274-23-5777
富岡市・甘楽郡の方	とみおかファミリー・サポート・センター	0274-62-2439
安中市の方	安中市ファミリー・サポート・センター	027-384-3131
嬭恋村の方	嬭恋村ファミリー・サポート・センター	0279-96-0512
みなかみ町の方	みなかみ町ファミリー・サポート・センター	0278-25-5009
玉村町の方	玉村町ファミリー・サポート・センター	0270-75-5211
明和町の方	明和町ファミリー・サポート・センター	048-297-2903
大泉町の方	大泉町ファミリー・サポート・センター	0276-55-8373
邑楽町の方	邑楽町ファミリー・サポート・センター	0276-47-5048
上記以外の方	所管の県保健福祉事務所	☎ 最後のページに掲載

子どもが病気になったとき、看病できない父母等に代わって診察の付き添いや看病を引き受けてくれる方を紹介します。

お住まい又はお勤めの地域	連絡先	電話番号
前橋市の方 ※診察の付き添いは不可	前橋市ファミリー・サポート・センター	027-289-3946
高崎市の方 ※診察の付き添いは不可	高崎市ファミリー・サポート・センター	027-370-8824
桐生市の方 ※診察の付き添いは不可	桐生ファミリー・サポート・センター	0277-70-6677
太田市の方	太田市ファミリー・サポート・センター	0276-55-3361
渋川市、北群馬郡の方	しづかわファミリー・サポート・センター	0279-22-5200
館林市の方	館林市ファミリー・サポート・センター	0276-75-7111
玉村町の方	玉村町ファミリー・サポート・センター	0270-75-5211
大泉町の方	大泉町ファミリー・サポート・センター	0276-55-8373

生活面の支援について

こんなとき	支援の内容	問い合わせ先
県営住宅に入居したい	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援住宅 小中学校に近接した子育てに適した住宅で、ひとり親世帯などの子育て世帯のみが入居できます。 県営住宅抽選優遇制度 優遇抽選が受けられます。 ※広瀬第二県営住宅には母子世帯用シェアハウスがあります。 	群馬県 住宅供給公社
住宅事情などで困っている	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設 社会的に保護が必要な母子世帯が入所できます。 支援員から必要な援助、自立支援が受けられます。 	県保健福祉事務所 市役所
JR通勤定期券を購入したい	<ul style="list-style-type: none"> JR通勤定期券の割引 児童扶養手当受給世帯でJRの通勤定期券を購入する場合、3割引となります。 ※学割との併用は不可、学割優先 	お住まいの 市町村役場
預貯金利子を非課税にしたい	<ul style="list-style-type: none"> 小額貯蓄非課税制度（マル優） 児童扶養手当受給中の母などは、一定額の預貯金に対し利子が非課税になる場合があります。 	金融機関

年金の支給について

こんなとき	支援の内容	問い合わせ先
国民年金や厚生年金に加入していた配偶者が死亡したとき	・遺族基礎年金 ・遺族厚生年金 保険料納付要件があります。	市町村 年金事務所
離婚相手が、婚姻中に厚生年金保険料を納付していたとき	・年金分割 離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金保険料の記録を分割して、分割後の保険料納付実績に基づいて算出された額の年金を受給できます。 離婚後2年以内に手続を行う必要があります。	年金事務所

主なお問い合わせ先（市役所・県保健福祉事務所）

市役所の連絡先をお探しの方

お住まいの市	ひとり親支援担当課	電話番号
前橋市	前橋市役所 こども支援課	027-220-5701
高崎市	高崎市役所 こども家庭課	027-321-1247
桐生市	桐生市役所 子育て支援課	0277-47-1150
伊勢崎市	伊勢崎市役所 子育て支援課	0270-27-2750
太田市	太田市役所 こども課	0276-47-1942
沼田市	沼田市役所 子ども課	0278-23-2111
館林市	館林市役所 子育て支援課	0276-47-5135
渋川市	渋川市役所 こども支援課	0279-22-2415
藤岡市	藤岡市役所 子ども課	0274-40-2286
富岡市	富岡市役所 子育て支援課	0274-62-1511
安中市	安中市役所 子ども課	027-345-3013
みどり市	みどり市役所 こども課	0277-76-0995

県保健福祉事務所の連絡先をお探しの方

お住まいの地域など	県保健福祉事務所	電話番号
北群馬郡・渋川市	渋川保健福祉事務所	0279-22-4166
佐波郡・伊勢崎市	伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5570
安中市	安中保健福祉事務所	027-381-0345
多野郡・藤岡市	藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420
甘楽郡・富岡市	富岡保健福祉事務所	0274-62-1541
吾妻郡	吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303
利根郡・沼田市	利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185
太田市	太田保健福祉事務所	0276-31-8241
桐生市・みどり市	桐生保健福祉事務所	0277-53-4131
邑楽郡・館林市	館林保健福祉事務所	0276-72-3230

ぐんまスマイル
ライフ
「『子育て』に
関するお助け制
度一覧」も
ご覧ください



群馬県 生活こども部 児童福祉・青少年課

☎ 027-226-2624